

(資料編)

1. 上位計画・関連計画 等

(1) 21 世紀兵庫長期ビジョン－2040 年への協働戦略

21 世紀兵庫長期ビジョンは、兵庫の目指すべき姿とその実現のための指針を示すもので、全県的な視点に立つ「全県ビジョン」と、それぞれの地域特性や住民意識を反映しながら、個性豊かな地域の将来像を描く「地域ビジョン」から構成されていて、県民主体・地域主導の自立的な地域づくり、さらに市町、他府県域との連携・協働を図る指針となっています。

これらビジョンは県が主体となって、平成 13 年 2 月に策定されましたが、その後、人口減少などの時代潮流の変化に伴い、さまざまな地域課題が顕在化してきたことから、「創造的市民社会」「しごと活性社会」「環境優先社会」「多彩な交流社会」の 4 つの社会像を元に「21 世紀兵庫長期ビジョン－2040 年への協働戦略」として平成 23 年 12 月に改訂がなされて、これからの兵庫づくりの目標と新たな将来像と、それに対応した協働のシナリオが示されています。

① 全県ビジョン

- ☐ 策定主体 兵庫県
- ☐ 策定年次 平成 12 年度（平成 23 年 10 月改定）
- ☐ 想定年次 2040 年頃を展望しつつ、2020 年頃を想定
- ☐ 基本理念 「自律・共生」「安全・安心」

② 地域ビジョン（中播磨地域ビジョン）

- ☐ 策定主体 兵庫県（中播磨県民局）、中播磨地域ビジョン委員会
- ☐ 策定年次 平成 12 年度（平成 23 年 12 月改定）
- ☐ 基本姿勢 人の輪と地域の輪がつながる元気な中播磨をつくろう
～つなぐ つながる 銀の馬車道*～

(2) 兵庫県国土利用計画（第四次）

兵庫県国土利用計画は、長期的視野にたった総合的・計画的な県土の利用を確保するため、国が定める全国計画を基本として、今後、概ね 10 年間の県土利用施策の方向性を示し、兵庫県土地利用基本計画及び市町が定める市町国土利用計画の基本となるものです。

この計画は、国土利用計画法第 7 条に基づき、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、長期にわたって安定した均衡ある県土の利用を確保することを目的に策定されたものであり、県土の利用に関する行政上の指針となっています。

- ☐ 策定主体 兵庫県
- ☐ 策定年次 平成 20 年度
- ☐ 目標年次 平成 29 年
- ☐ 県土利用の基本理念

県土利用は、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然、社会、経済及び文化などを生かし、地域の自立的発展を促進していくとともに、公共の福祉を優先するなかで安全かつ健康で文化的な生活環境の確保とこれからの時代にふさわしい県土全域の均衡ある発展を図ります。

震災での経験と教訓を活かし、県民一人ひとりの「自律・共生」とその躍動の場となる社会の「安全・安心」が確保された県土利用を図り、多様な地域に多彩な文化と豊かな暮らしを築く「元気なひょうご・美しいひょうご」の実現をめざします。

(3) 兵庫県 都市計画区域マスタープラン（西播磨地域）

中播都市計画区域*の整備、開発及び保全の方針

都市計画区域マスタープラン*は、歴史、風土、文化、産業などの地域特性を踏まえ、区域の発展の方向や人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、長期的な視点に立った将来像を明確にするとともに、個々の都市計画の根拠となり、その実現に向けての筋道を明らかにするもので、おおむね 20 年後の都市の姿を展望し、原則としておおむね 10 年以内に実施を行う計画や事業が示されています。

① 目標年次

21 世紀兵庫長期ビジョンの展望年次である平成 52 年の都市の姿を展望しつつ、目標年次を平成 32 年とします。

② 都市づくりに関する方針

■ 地域連携型都市構造化の方針

臨海部では、姫路市中心部を中心に都市機能集積地区間の連携強化と適切な役割分担に配慮し、一定の人口密度の維持及び都市機能の維持・充実を図ります。内陸部では、コンパクトに市街地が形成された現在の都市構造を生かすとともに、隣接する都市機能集積地区間での都市機能の代替又は相互補完を行い、地域全体で都市機能の確保を図る。その際、連携中枢都市圏構想の取組により、都市機能の代替や相互補完等の連携方策を一層推進するとともに、東備西播定住自立圏構想等の地域外との広域的な連携についても推進を図ります。

また、今後一斉に更新時期を迎える医療・福祉施設、教育・文化施設等の公共施設については、地区の位置付け及び人口減少等による利用需要の変化を踏まえ、規模の最適化や機能の複合化（多機能化）等による効率的な管理運営を推進するとともに、近隣自治体間での施設の共同利用に取り組めます。

■ 区域図



(4) 総合計画

「福崎町自治基本条例*」の理念に基づき、福崎町のまちづくりの指針となる「福崎町第5次総合計画」を策定しています。

これからもさらに住みつけたいまちをめざし、一人ひとりを大切に、自律（立）のまちづくりを基本に参画と協働により、「住む、学ぶ、働く」の調和のとれたまちづくりを推進しています。

① 計画期間

- ・基本構想 : 平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間
- ・基本計画（前期） : 平成 26 年度から平成 30 年度の 5 年間

② まちの将来目標

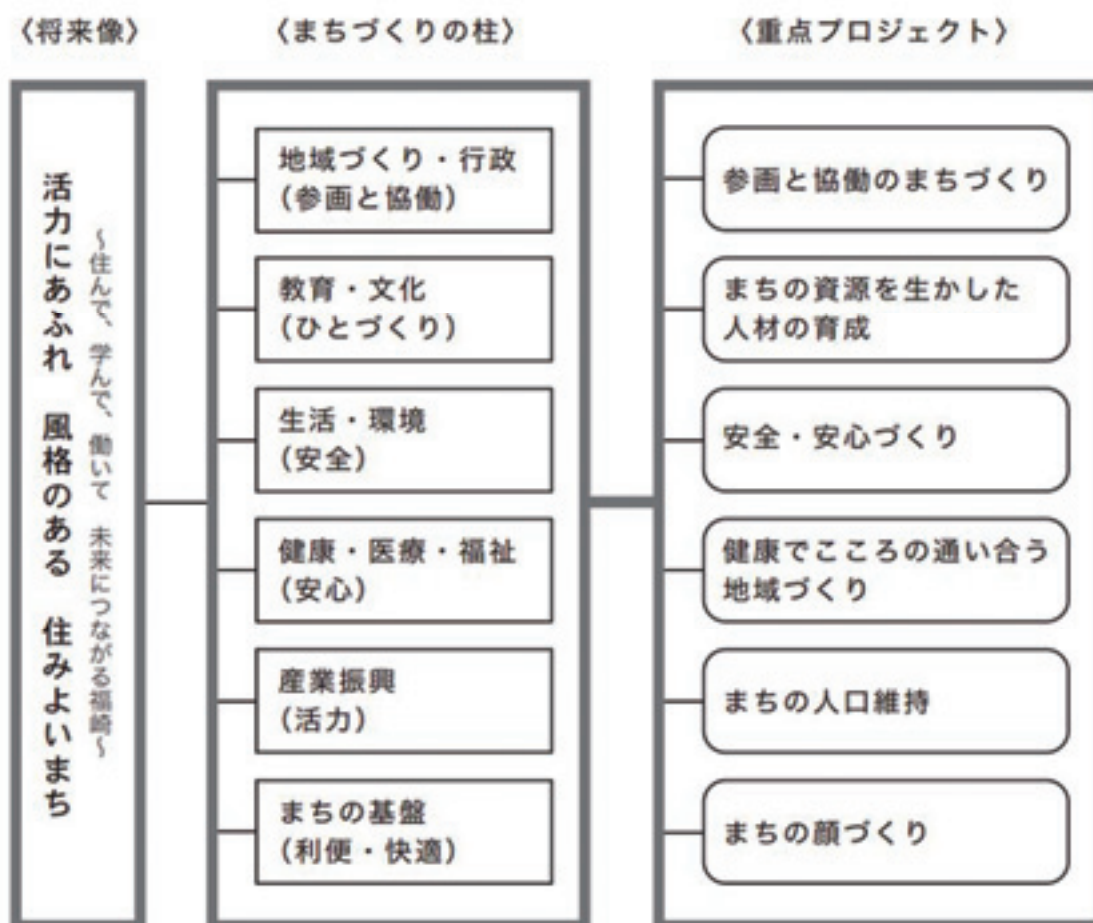
活力にあふれ 風格のある 住みよいまち
～住んで、学んで、働いて 未来につながる福崎～

③ 将来目標人口

平成 35 年 : 19,500 人

④ まちづくりの柱（基本方向）と重要プロジェクト

将来像の達成に向けた取り組みの中で、“福崎らしさ”の実現をめざし、優先的かつ重点的に取り組む重点プロジェクトは以下のとおりです。



(5) 福崎町国土利用計画

福崎町国土利用計画は、国土利用計画法に基づき、町民のための限られた資源である国土の総合的かつ計画的な利用を図ることを目的とした計画です。

① 策定主体及び計画年次

- ☐ 策定主体 福崎町
- ☐ 策定年次 平成 2 年度
- ☐ 目標年次 平成 12 年

② 町土利用の基本方針

- ☐ 町土の有限性を踏まえ、自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件を十分に配慮するとともに、環境の保全を図りながら、人間尊重及び福祉優先を基本理念として行うことが必要です。
- ☐ 現在の住民の生活環境の改善をはじめ、生活利便や生産活動の促進をめざし、恵まれた立地条件と豊かな自然条件が調和した田園都市としていくことを目標にして、総合的かつ計画的に土地利用を進めることを基本とします。

③ 地域別の土地利用の目標

☐ 西部地域（市川右岸地域：旧福崎町）

- ・福崎駅東側～本町の中心商業核として整備を図ります。
- ・福崎駅東側周辺～市街地中心部にふさわしい住居地としての整備を図ります。
- ・市街地の周りに広がる農用地～農業の生産力向上をめざして基盤整備を図ります。
- ・中国縦貫自動車道南の丘陵部～福崎工業団地の周辺の山林について、工場団地整備を図ります。
- ・中国縦貫自動車道北の丘陵部～低利用にある山林をレクリエーション用地として転換を進めます。
- ・高岡地区（七種川上流部）～山林の保全整備、農林業の基盤整備を図ります。また、集落の生活環境の整備とともに、住民のレクリエーション的機能を兼ね備えた地域として整備します。

☐ 東部地域（市川左岸地域：旧田原村、旧八千種村）

- ・八千種地区～農産物の生産地として、農業基盤の整備を図ります。
- ・加西サービスエリア西の地区～工場団地を位置づけるとともに、自然環境を生かしたレクリエーション利用を図っていきます。
- ・田原地区市街地内～住居を中心として計画的な整備を図ります。
- ・福崎インターチェンジから南の地区～流通業務地域としての整備を図ります。
- ・まわりに広がる農地～優良な農業生産地として農業基盤の整備を図り、無秩序なスプロール化^{*}を防止します。
- ・北の山間部～林業基盤整備を図る。低利用にある林地については、自然環境を生かしたレクリエーション利用を図っていきます。

(6) その他関連計画

① 播磨地方拠点都市地域基本計画（平成 15 年度策定）

地域全体の調和の取れた発展を目指し、21世紀の播磨新時代を先導する「職・住・遊・学」機能が充実し、「魅力と活力」にあふれた、「未来を拓き世界へ飛翔する・播磨」の創造に向けて、魅力ある定住・交流都市圏、活力ある産業・業務都市圏、自然と共生する快適環境都市圏を3大目標とし、地域の一体的整備を図ります。

② 兵庫県防災都市計画マスタープラン：播磨地域版（平成 8 年策定）

中国山地、播磨灘や加古川をはじめとする5つの河川など、悠々とした自然と共生し、災害に強い環境づくりを進めます。また、中国縦貫自動車道等の道路による東西の社会的なつながりの強化・熟成と加古川等の河川による南北の自然的なまとまりの再生・復活を図ることにより、災害に強い地域構造を形成します。さらに、身近な地縁の維持・継承及び地域的な縁の熟成を図り、災害時の相互支援の素地をつくります。

③ 播磨圏域連携中枢都市圏ビジョン（平成 27 年 4 月策定）

姫路市を中枢都市とした播磨圏域の8市8町（姫路市、相生市、加古川市、高砂市、宍粟市、たつの市、加西市、赤穂市、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町）とともに、連携中枢都市圏形成に係る姫路市との連携協約締結に向けた協議を進め、平成 27 年 4 月にとりまとめた連携中枢都市圏のビジョンです。

姫路市が中心となって近隣の市町と連携し、コンパクト化とネットワーク化により「経済成長のけん引」、「高次都市機能^{*}の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、「一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点」づくりを進め、将来にわたって播磨圏域が豊かな地域として持続していくことを目指しています。

④ 福崎町総合戦略^{*}（平成 28 年 3 月策定）

福崎町総合戦略^{*}は、福崎町第5次総合計画に掲げた本町の将来像「活力にあふれ 風格のある 住みよいまち ～住んで、学んで、働いて 未来につながる福崎～」の実現に向けて定められた6つのまちづくりの柱（政策）に沿って、各種の個別計画との整合を図りながら、分野横断的に取り組む個別計画のひとつとして位置づけ、長期的な課題である人口減少問題の克服を見据え、地方創生を成し遂げていくため、今後5年間の取り組みについてまとめたものです。

⑤ 福崎町地域再生計画（平成 28 年度作成予定）

地域の活力の再生を総合的かつ効率的に推進するため、平成 28 年度に地域再生計画^{*}を作成し、空き家の活用や民間活用等の事業を実施していきます。

⑥ 福崎町土地利用基本計画（追補改訂版）（平成 23 年 9 月策定）（平成 28 年度改定）

市街化調整区域^{*}の総合的な土地利用の方針として土地利用基本計画^{*}を平成 17 年度（平成 18 年 3 月）に策定しました。その計画を現在の土地利用等の地域動向や社会経済動向等に基づいてデータ等を刷新し、土地利用計画を見直した改訂版として策定しました。平成 28 年度に再度改定します。

⑦ 福崎町公営住宅等長寿命化計画（平成 26 年 6 月策定）

町営住宅の維持管理・建替等を計画的に進めるため「福崎町公営住宅等長寿命化計画」を策定しました。

2. その他統計資料 等

○人口関係・産業関係

■ 兵庫県内市町村別昼間人口率のランキング

ラン ク	市区町村 名	昼間人 口率	夜間人口	昼間人口	ラン ク	市区町 村名	昼間人 口率	夜間人口	昼間人口
1	福崎町	111.3%	19,830	22,069	22	上郡町	95.7%	16,636	15,916
2	加東市	110.4%	40,181	44,378	23	丹波市	95.6%	67,757	64,761
3	洲本市	104.0%	47,254	49,148	24	たつの市	95.6%	80,518	76,947
4	神戸市	102.6%	1,544,200	1,583,765	25	香美町	94.4%	19,696	18,584
5	豊岡市	102.0%	85,592	87,326	26	穴栗市	94.3%	40,938	38,618
6	加西市	101.8%	47,993	48,874	27	篠山市	94.1%	43,263	40,719
7	姫路市	101.1%	536,270	542,402	28	伊丹市	91.0%	196,127	178,488
8	朝来市	100.7%	32,814	33,058	29	三田市	90.3%	114,216	103,098
9	高砂市	100.7%	93,901	94,513	30	明石市	90.1%	290,959	262,138
10	西脇市	100.6%	42,802	43,042	31	西宮市	89.2%	482,640	430,285
11	養父市	99.4%	26,501	26,344	32	多可町	88.4%	23,104	20,430
12	相生市	98.7%	31,158	30,759	33	加古川市	88.3%	266,937	235,670
13	佐用町	98.6%	19,265	18,992	34	市川町	86.2%	13,288	11,453
14	小野市	98.6%	49,680	48,973	35	播磨町	86.1%	33,183	28,586
15	稲美町	98.1%	31,026	30,434	36	神河町	85.6%	12,289	10,524
16	尼崎市	96.8%	453,748	439,358	37	太子町	83.2%	33,438	27,833
17	新温泉町	96.8%	16,004	15,486	38	宝塚市	80.5%	225,700	181,755
18	南あわじ市	96.6%	49,834	48,118	39	芦屋市	80.1%	93,238	74,668
19	三木市	96.4%	81,009	78,098	40	川西市	79.9%	156,423	125,023
20	淡路市	96.4%	46,459	44,772	41	猪名川町	75.5%	31,739	23,948
21	赤穂市	96.0%	50,523	48,486	兵庫県		95.7%	5,588,133	5,347,839

(資料／国勢調査)

○ 福崎町の年表（主な出来事）

（資料／町勢要覧）

年月	内容
昭和 31 年 5 月	・田原村、八千種村、旧福崎町の 1 町 2 村が合併、福崎町誕生
6 月	・初代町長に難波撰治氏就任
昭和 32 年 7 月	・町章制定
昭和 33 年 6 月	・福崎町養老院開院
昭和 35 年 6 月	・2 代町長に大野鶴市氏就任
昭和 36 年 9 月	・八千種中学校校舎新築
9 月	・福崎幼稚園園舎新築
昭和 37 年 3 月	・名誉町民条例制定 柳田國男先生を名誉町民に決定
昭和 38 年 4 月	・町立福崎保育所を開設
6 月	・集中豪雨により北浦谷の中池決壊。農地、施設に甚大な被害発生
昭和 39 年 6 月	・3 代町長に松岡重夫氏就任
昭和 40 年 9 月	・台風 23 号と集中豪雨で有史以来の被害発生
昭和 41 年 3 月	・月見橋竣工
昭和 42 年 9 月	・戦没者慰霊塔設立
12 月	・長野橋完成
昭和 43 年 6 月	・4 代町長に中安正行氏就任
10 月	・学校給食共同調理センター完成
昭和 44 年 2 月	・高岡保育所完成
昭和 45 年 4 月	・青少年野外活動センター開設
7 月	・福崎町振興計画策定
10 月	・清掃プラント完成
昭和 46 年 8 月	・文化センター、生活科学センター完成
昭和 47 年 4 月	・老人憩いの家「文珠荘」完成
昭和 48 年 4 月	・福崎南保育所完成
6 月	・5 代町長に福本善次氏就任
10 月	・播但連絡道路(砥堀～福崎間)開通
	・柳田國男生家移築復元
昭和 49 年 6 月	・中国縦貫自動車道(西宮北～福崎間)開通
昭和 50 年 3 月	・役場新庁舎完成
5 月	・中播衛生センター竣工
	・町民第 1 グランド完成
10 月	・中国縦貫自動車道(福崎～落合間)開通
11 月	・播但連絡道路(福崎～市川間)開通
	・(財)柳田國男・松岡家顕彰会記念館完成
昭和 51 年 3 月	・吉識雅夫先生を名誉町民に決定
4 月	・中播消防本部発足
7 月	・香福橋竣工
	・福崎町体育館竣工
9 月	・台風 17 号により甚大な被害

年月	内容
昭和 53 年 1 月	・雇用促進住宅福崎宿舍完成
	・干ばつにより農作物に被害発生
昭和 54 年 2 月	・福崎町養護老人ホーム「福寿園」改築
4 月	・コミュニティセンター「サルビア会館」完成
8 月	・田原小学校校舎改築
昭和 55 年 4 月	・田原中学校、八千種中学校を統合し福崎東中学校設置。福崎東中学校校舎新築
11 月	・福崎小学校校舎増改築
12 月	・中小企業大学校関西校完成
昭和 56 年 3 月	・福崎工業団地造成工事完成
6 月	・6 代町長に松岡秀行氏就任
昭和 57 年 5 月	・神崎郡歴史民俗資料館完成（旧神崎郡役所を移築）
9 月	・(財)関西中小企業総合センター完成
9 月	・南部斎場「こうふく苑」竣工
昭和 58 年 3 月	・街路中島井ノ口千一部開通
11 月	・福崎大橋開通
12 月	・7 代町長に福本善次氏就任
昭和 59 年 1 月	・福崎町新総合計画(サルビアプラン)策定
4 月	・八千種研修センター「もちの木会館」完成
8 月	・福崎西中学校移転、新築
昭和 60 年 1 月	・東部ほ場整備事業完了
4 月	・保健センター完成
昭和 62 年 5 月	・春日山キャンプ場完成
12 月	・8 代町長に松岡忠能氏就任
昭和 63 年 4 月	・農業体験実習館「春日ふれあい会館」完成
平成 2 年 6 月	・(株)もちむぎ食品センター設立（第 3 セクター）
9 月	・台風 19 号と集中豪雨による被害発生
平成 3 年 3 月	・県道三木山崎線バイパス新七草橋完成・全面開通
7 月	・百歳の森公園竣工
9 月	・八千種小学校校舎完成
平成 5 年 5 月	・エルデホール完成
平成 6 年 4 月	・高岡小学校校舎完成
6 月	・福崎町第 3 次総合計画策定
11 月	・高岡地区農業集落排水処理施設供用開始
	・干ばつにより農作物に被害発生
平成 7 年 1 月	・もちむぎのやかた完成

年月	内容
平成 7 年 1 月	・阪神・淡路大震災が発生
4 月	・鍛冶屋地区農業集落排水処理施設供用開始
6 月	・デイサービスセンター完成
12 月	・9 代町長に嶋田正義氏就任
平成 8 年 3 月	・くれさかグリーンセンター完成
	・中播衛生センター完成
7 月	・スポーツ公園完成
平成 9 年 4 月	・ふくさきふれあいの館「文珠荘」リニューアルオープン
	・余田地区農業集落排水処理施設供用開始
10 月	・長目コミュニティプラント供用開始
11 月	・福崎町東部工業団地完成
平成 10 年 3 月	・播但線電化・高速化開業
平成 11 年 4 月	・巡回バス運行開始
9 月	・大貫地区農業集落排水処理施設供用開始
平成 12 年 3 月	・市川河川公園完成
	・防災備蓄倉庫完成
	・養護老人ホーム「福寿園」増改築工事完成
4 月	・近畿福祉大学開校
9 月	・田口地区農業集落排水処理施設供用開始
12 月	・町営住宅田尻団地建替（第 1 期）工事完成
平成 13 年 3 月	・第 2 老人デイサービスセンター完成
9 月	・八千種地区農業集落排水処理施設供用開始
平成 14 年 12 月	・田原東部地区ほ場整備事業完了
平成 15 年 1 月	・柳田國男生家屋根葺替工事完成
	・町営住宅田尻団地建替（第 2 期）工事完成
5 月	・新給食共同調理センター完成
平成 16 年 3 月	・福崎町第 4 次総合計画策定
4 月	・辻川公園完成
5 月	・町道東大貫中島線全線供用開始
8～	・相次ぐ台風(16・18・21・23 号)による被害発生
10 月	
5 月	・農産物直売所「旬彩蔵 福崎」オープン
11 月	
1 月	・大庄屋三木家住宅公有化
平成 17 年 3 月	・八千種地区ほ場整備事業完了
	・公共下水道供用開始
7 月	・町営住宅塚本団地建替工事完成
	・福崎町立図書館開館

年月	内容
平成 17 年 9 月	・子育て学習センター移設・拡充
12 月	・福崎町交通広場完成
平成 19 年 3 月	・中播消防事務組合解散
平成 21 年 4 月	・福崎保育所、福崎南保育所を統合し、福崎幼稚園と一体化した福崎幼稚園を設置
	・子育て支援センター設置
	・柳田國男・松岡家記念館開館
平成 23 年 9 月	・台風 12 号により甚大な被害
平成 24 年 4 月	・田原幼稚園及び東部子育て支援センター開園
10 月	・中島井ノ口線全線供用開始
平成 25 年 4 月	・福崎東部学童保育園開園（既設の学童保育園を西部学童保育園に名称変更）
10 月	・第 1 回柳田國男ふるさと賞決定
平成 26 年 8 月	・岩手県遠野市と友好都市提携
	・第 1 回柳田國男検定実施
12 月	・福崎町第 5 次総合計画策定
平成 27 年 2 月	・山崎配水池増設工事完了
3 月	・長野橋橋側歩道橋完成
	・岸上大作「望郷の丘」完成
4 月	・高岡幼稚園開園
	・町内すべての幼稚園を幼保連携型認定こども園に移行
	・町民第 3 グランド「さるびあドーム」完成
12 月	・10 代町長に橋本省三氏就任
平成 28 年 2 月	・福田水源地整備工事完了
3 月	・田原小学校体育館改築
	・県指定文化財三木家住宅保存修理工事（1 期）完了

○工業関係

●福崎工業団地内企業の現況（平成 27 年 4 月 1 日現在）●

番号	企業名	敷地面積 (m ²)	延床面積 (m ²)	主要製品名	操業開始年月	従業員数		
						男	女	計
1	(株)アタイス	10,519.00	3,353.00	自動車部品の金型製造	S61.11	60	4	64
2	千寿製薬(株)福崎工場	36,914.00	15,109.00	医薬品製造・点眼液	S49.6	67	70	137
3	大王パッケージ(株) 関西事業部	41,452.40	14,721.79	段ボールシート、ケース製造・販売	H4.4	84	23	107
4	(株)マダム福崎工場	71,058.82	35,693.82	化粧品、香水、医薬部外品製造販売	S51.3	142	218	360
5	(株)トッパンパッケージプロダクツ福崎工場	130,310.00	57,880.00	印刷業	S49.12	364	39	403
6	トッパンプラスチック(株)福崎工場	23,024.00	16,582.00	プラスチック容器製造	S51.8	82	49	131
7	石塚硝子(株)福崎工場	23,381.96	11,605.00	紙加工品製造業	S52.2	164	27	191
8	(株)広築福崎工場	3,911.10	2,015.00	工業炉の製造	S51.3	20	1	21
9	(株)エーシーシー レッズジャパンハイドロリックス	3,631.00	2,070.00	自動車部品製造	H9	3	0	3
10	ロックペイント(株)福崎工場	47,931.00	8,259.15	塗料製造業	S55.4	18	3	21
11	ユシロ化学工業(株)兵庫工場	44,828.00	5,994.00	油脂加工業（金属加工油剤、ビルメンテナンス用油剤）	S55.6	41	7	48
12	(株)デービー精工福崎工場	8,991.24	8,042.89	自動車用電装部品製造	S56.7	116	56	172
13	大円食品工業(株)	5,028.00	2,308.00	清涼飲料水製造業	S52.8	24	3	27
14	IDEC(株)福崎事業所	16,688.00	9,547.00	電機機械器具製造業	S59.6	63	89	152
15	山本窯業化工(株)福崎工場	11,391.00	6,094.60	建築用仕上塗材製造	S58.2	23	6	29
16	ウシオライティング(株)福崎事業所	31,846.52	12,289.20	電気機械器具製造販売（ハロゲンランプ等）	S58.6	116	136	252
17	大伸化学(株)兵庫工場	17,604.00	3,403.00	塗料製造業・ラッカーシンナー	S60.5	33	16	49
18	山崎製パン(株)大阪第一工場姫路営業所	10,336.00	2,075.00	製パン業、パン和洋菓子	S57.4	114	24	138
19	グローリープロダクツ(株)	49,072.81	23,297.00	一般機械器具・遊技機器・通貨処理機	H2.5	331	203	534
20	福伸電機(株)福崎工場	83,072.00	24,116.68	医療器、昇降ラック組立	H7.9	180	75	255
21	福伸電機(株)西治工場	16,555.40	9,578.54	電気機械器具製造	H18.5	60	34	94
22	白鷺ニット工業(株)福崎商品センター	17,940.09	13,541.10	衣料品製造・販売（インナーウェア、アンダーウェア）	H12.5	4	50	54
23	サンアロイ工業(株)	14,335.69	6,520.50	超硬質合金製造・販売	H13.1	118	30	148
24	(株)中山合金鑄造所	9,526.26	1,906.95	各種非鉄合金鑄造	H20.10	22	10	32
25	河鹿電機(株)	6,661.48	2,028.95	自動車用電装品組立	H21.1	29	20	49
26	日本パーカライジング(株)福崎太陽光発電所	14,840.35	0.00	太陽光発電所	H25.9	0	0	0
計		750,850.12	298,032.17			2,278	1,193	3,471

（資料／地域振興課）

●福崎企業団地内企業の現況（平成 27 年 4 月 1 日現在）●

番号	企業名	敷地面積 (m ²)	延床面積 (m ²)	主要製品名	操業開始年月	従業員数		
						男	女	計
1	サミットスチール(株) 福崎工場	13,322.60	5,426.94	鉄鋼業、薄板鋼板	H8.11	33	6	39
2	月星商事(株) 兵庫支店	13,443.99	5,915.00	鉄鋼二次製品卸売・販売	H9.4	12	5	17
3	小池酸素工業(株) 兵庫工場	13,089.14	912.84	工業用、医療用ガス製造販売	H10.10	3	1	4
4	(株)西兵庫	5,464.78	2,160.80	昆布卸業、加工業	H11.9	10	11	21
5	(有)エフディーエム	5,406.12	720.30	プレス金型製作・精密部品加工	H14.3	14	2	16
6	日本レイヤー(株) 福崎孵化場	19,589.14	4,673.14	鶏の孵化・販売（初生ひな）	H15.6	10	14	24
7	日本通運(株)姫路支店 福崎物流センター事業所	40,466.91	26,447.09	運輸・倉庫業	H16.9	29	15	44
8	ハリマ共和物産(株) 福崎物流センター	52,831.45	26,526.95	倉庫業 (子供服・衣料品・雑貨品)	H18.6	40	147	187
9	(株)トラストワークスジャパン 福崎工場	3,584.53	979.53	製造業（産業機械・搬送装置・省人化機械）	H19.9	14	4	18
10	キョーリンフード工業(株) 福崎工場	24,809.35	7,996.50	飼料製造業、鑑賞魚用飼料	H19.11	20	4	24
11	(株)正徳福崎工場	14,643.03	5,034.08	油揚げ・厚揚げ製造	H25.11	18	9	27
計		206,651.04	86,766.46			203	218	421

（資料／地域振興課）

●福崎町東部工業団地内企業の現況（平成 27 年 4 月 1 日現在）●

番号	企業名	敷地面積 (m ²)	延床面積 (m ²)	主要製品名	操業開始年月	従業員数		
						男	女	計
1	渋谷工業(株)福崎工場	18,105.00	6,481.06	建築・ドア金物及び錠前製造	H13.11	14	29	43
2	兵庫紙倉庫(株)	26,550.00	14,209.00	倉庫業	H14.12	0	2	2
3	サント工業(株)	1,611.13	467.63	コンベア類	H16.5	3	1	4
4	(株)まほろば製作所	3,331.73	411.21	特殊ガラス加工	H19.8	5	6	11
5	(株)安田運輸	14,312.82	7,245.12	倉庫業	H19.11	15	4	19
6	(株)中塚製作所	11,939.75	5,038.65	電気機械器具部品製造	H20.5	17	15	32
7	(株)阪神住建福崎東部 メガソーラーファーム	46,500.59	0.00	太陽光発電所	H26.3	0	0	0
8	大地化成(株)兵庫工場	52,367.81	12,298.40	医薬品原薬、中間体の開発研究製造	H27.3	24	16	40
計		17,418.83	46,151.07			78	73	151

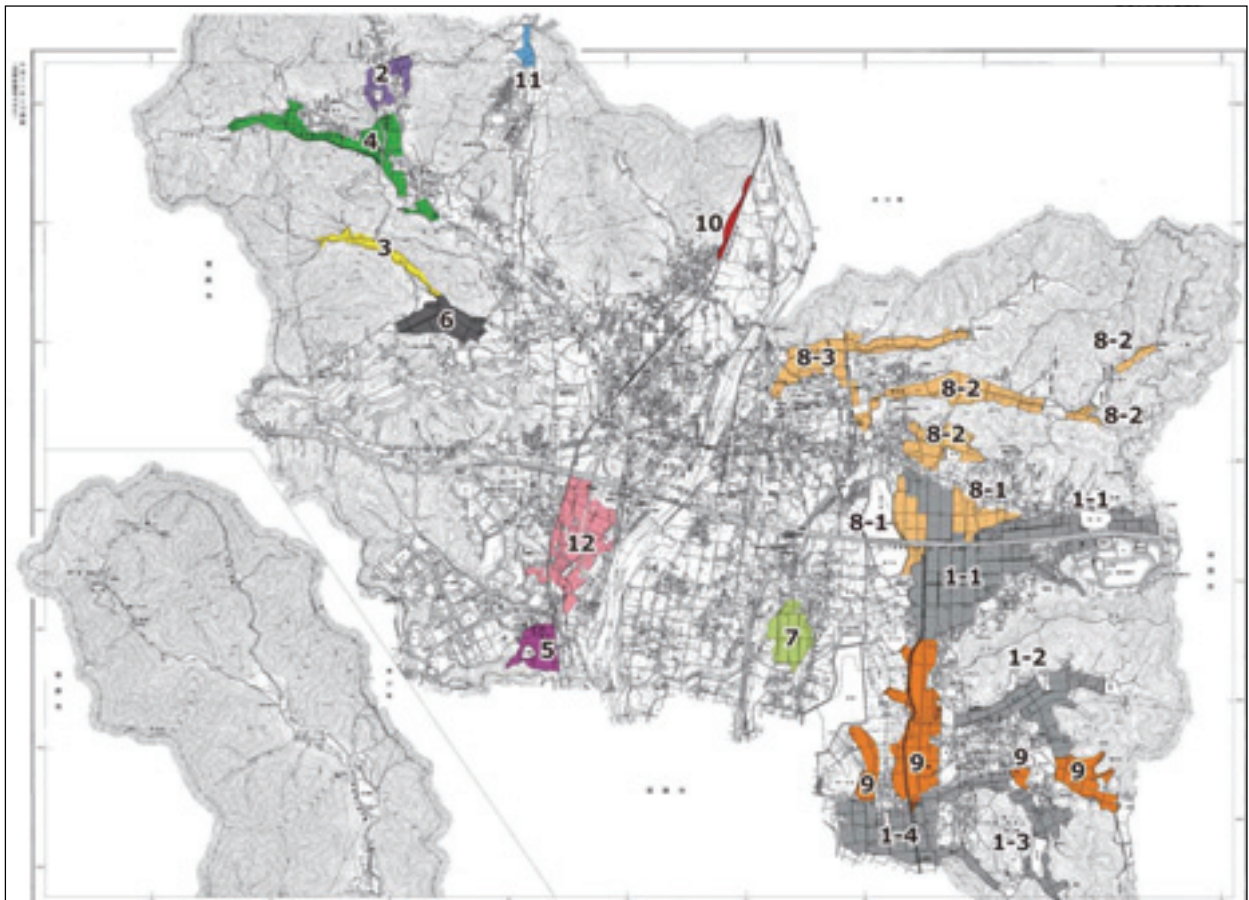
（資料／地域振興課）

○農業関係

●ほ場整備実施状況の推移 平成28年3月31日時点●

番号	工事着手年度	事業主体	工事完了公告日	換地処分公告日	全体地区面積(ha)	整地面積(ha)	整備場所
1-1	S45	県	S55.12.16	S57.3.16	102.1	85.7	福崎東部地区1工区(大貫、大門、西光寺)
1-2	S49	県	S54.9.11	S57.3.19	35.5	29.6	福崎東部地区7工区(余田)
1-3	S50	県	S54.9.11	S56.3.27	13.4	10.2	福崎東部地区9工区(小倉)
1-4	S51	県	S54.9.11	S57.3.23	47.9	42.8	福崎東部地区10工区(鍛冶屋、庄)
2	S56	町	—	S59.3.30	9.8	8	田口地区
3	S58	町	S61.4.8	S60.3.29	6.1	5.9	高岡(大内)地区
4	S59	町	H2.3.31	H2.3.30	27.2	21.5	高岡(板坂)地区
5	S62	町	—	H1.3.28	9.8	8	高橋地区
6	H1	町	H3.3.25	H3.3.29	15.5	12.9	高岡 矢口(長野、神谷)地区
7	H4	町	H6.3.31	H6.3.18	14.9	11.9	西光寺地区
8-1	H2	県	H6.3.10	H14.12.6	36.9	(28.5) 22.5	田原東部地区1工区(大門、西大貫) うち6haは再整備
8-2	H7	県	H10.3.20	H12.3.28	28.4	22.2	田原東部地区2工区(加治谷、亀坪)
8-3	H5	県	H7.3.30	H9.12.16	27.8	20.5	田原東部地区3工区 (井ノ口、北野、加治谷)
9	H8	県	H16.3.31	H16.9.7	56.4	42.3	八千種地区(庄、余田、小倉)
10	H17	組合	—	H20.3.18	2.3	1.6	山崎千束地区
11	H20	組合	H24.11.9	H25.2.26	3.0	2.3	田口塩田地区
12	H21	県	H28 予定	H28.3.4	32.7	24.2	西治地区
合 計					469.7	372.1	

(資料／農林振興課)



●地区集落別 農振地域、農用地、ほ場整備の状況 平成 28 年 3 月 31 日時点●

地区名	集落名	農振地域	農用地	ほ場整備	ほ場整備実施地区名（換地処分年）
田原 (13 集落)	長目	○	○		
	中島	○	○		
	西光寺	○	○	○	福崎東部 1 工区(S57)、西光寺(H6)
	八反田	○	○		
	吉田	○	○		
	西野	○	○		
	井ノ口	○	○	○	田原東部 3 工区 (H9)
	北野	○	○	○	田原東部 3 工区 (H9)
	辻川				
	田尻				
	大門	○	○	○	田原東部 1 工区 (H14)
	加治谷	○	○	○	田原東部 2 工区 (H12)、田原東部 3 工区 (H9)
	亀坪	○	○	○	田原東部 2 工区 (H12)
八千種 (7 集落)	南大貫	○	○	○	福崎東部 1 工区 (S57)
	東大貫	○	○	○	福崎東部 1 工区 (S57)
	西大貫	○	○	○	福崎東部 1 工区 (S57)、田原東部 1 工区 (H14)
	余田	○	○	○	福崎東部 7 工区 (S57)、八千種 (H16)
	小倉	○	○	○	福崎東部 7 工区 (S56)、八千種 (H16)
	庄	○	○	○	福崎東部 10 工区 (S57)、八千種 (H16)
	鍛冶屋	○	○	○	福崎東部 10 工区 (S57)
福崎 (13 集落)	新町	○			
	馬田	○			
	山崎	○	○	○	山崎千束 (H20)
	駅前				
	福田	○	○		(高岡・福田予定)
	田口	○	○	○	田口 (S59)、田口塩田(H25)
	板坂	○	○	○	大内 (S60)、板坂 (H2)、(高岡・福田予定)
	桜	○	○		(高岡・福田予定)
	長野	○	○	○	高岡矢口 (H3)、(高岡・福田予定)
	神谷	○	○		(高岡・福田予定)
	西谷	○	○		
	西治	○	○	○	西治 (H28)
	高橋	○	○	○	高橋 (H1)
計 33 集落		30 集落	28 集落	19 集落	

(資料／農林振興課)

○文化・観光関係 ■ 指定文化財の状況（平成 27 年）

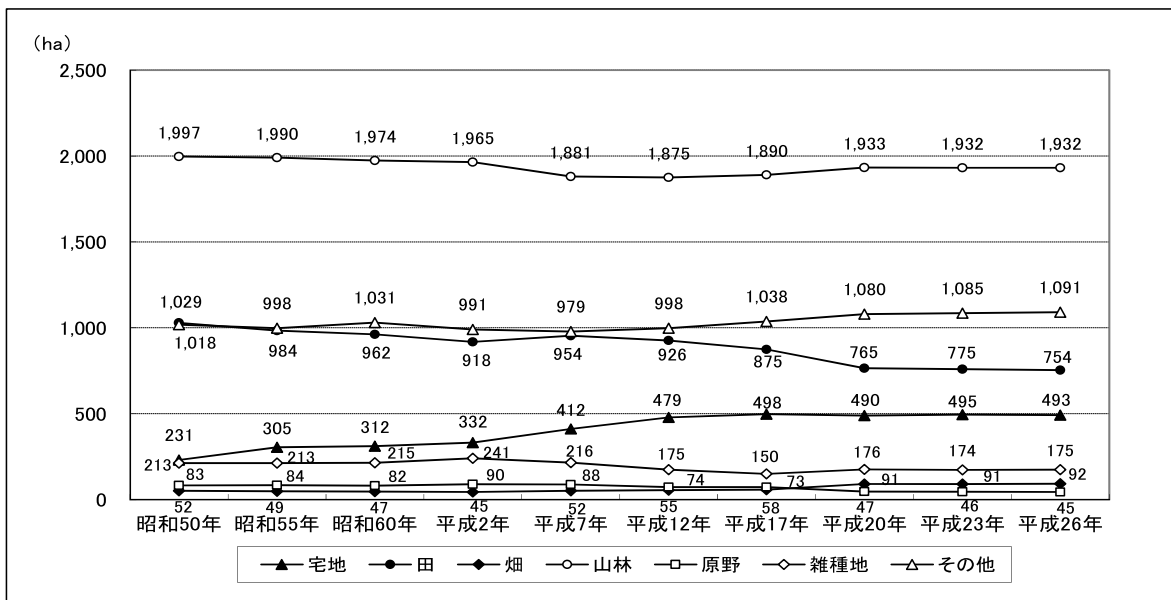
（資料／教育委員会）

No.	名称	所在地	指定別	種別
1	木造薬師如来坐像	福崎町 東田原 1891	国	重要文化財（彫刻）
2	石造鳥居	〃 東田原 1935-1	県	重要文化財（建造物）
3	石橋	〃 〃	県	重要文化財（建造物）
4	石造五重塔	〃 西田原 752	県	重要文化財（建造物）
5	三木家住宅	〃 西田原 1106	県	重要文化財（建造物）
6	岩尾神社本殿	〃 東田原 1935-1	県	重要文化財（建造物）
7	旧神崎郡役所 （神崎郡歴史民俗資料館）	〃 西田原 1038-12	県	重要文化財（建造物）
8	阿弥陀種子板碑	〃 東田原 1891	県	重要文化財（考古資料）
9	柳田國男生家	〃 西田原 1038-12	県	重要民俗文化財
10	七種山	〃 田口 703-2 他	県	記念物（名勝）
11	應聖寺庭園	〃 高岡 1912	県	記念物（名勝）
12	阿弥陀堂	〃 福田 861	町	重要文化財（建造物）
13	悟真院唐門	〃 東田原 1891	町	重要文化財（建造物）
14	木造阿弥陀如来坐像	〃 福田 861	町	重要文化財（彫刻）
15	石造地藏菩薩像	〃 田口 236	町	重要文化財（彫刻）
16	石造地藏菩薩立像	〃 東田原 1	町	重要文化財（彫刻）
17	壺棺（A）	〃 西田原 1038-12	町	重要文化財（考古資料）
18	壺棺（B）〔合蓋土器〕	〃 〃	町	重要文化財（考古資料）
19	妙法寺 梵鐘	〃 山崎 843	町	重要文化財（工芸）
20	固寧倉	〃 福田 861	町	重要民俗文化財
21	法成就講	〃 高橋区	町	重要民俗文化財
22	追儼	〃 東田原 1891	町	重要民俗文化財
23	かくしほちよじ	〃 鍛冶屋区	町	重要民俗文化財
24	浄舞	〃 西田原 1539	町	重要民俗文化財
25	浄舞	〃 余田区	町	重要民俗文化財
26	獅子舞	〃 桜区	町	重要民俗文化財
27	妙徳山古墳	〃 東田原 1892-1	町	記念物（史跡）
28	大塚古墳	〃 山崎 565	町	記念物（史跡）
29	相山古墳	〃 大貫 2909	町	記念物（史跡）
30	クロガネモチ	〃 八千種 1162	町	記念物（天然記念物）
31	ヤマモモ	〃 西田原 1038-7	町	記念物（天然記念物）
32	イチョウ	〃 福崎新 64	町	記念物（天然記念物）
33	コヤスノキ	〃 田口 700	町	記念物（天然記念物）
34	石造宝塔（残欠）	〃 東田原 1905	町	重要文化財（彫刻）
35	つるべ	〃 西田原 1038-12	町	重要文化財（歴史資料）
36	石造五如来坐像	〃 南田原 578	町	重要文化財（彫刻）
37	おかげ燈籠	〃 大貫 2617	町	重要文化財（建造物）
38	石燈籠	〃 東田原 1891	町	重要文化財（建造物）
39	法界萬霊塔	〃 山崎 45-1	町	重要文化財（建造物）
40	庚申塔	〃 高岡 1963-5	町	重要民俗文化財
41	東広畑古墳	〃 西田原 626	町	記念物（史跡）
42	東新田古墳	〃 西田原 556-1、556-2	町	記念物（史跡）
43	木造文殊菩薩坐像	〃 東田原 1891	町	重要文化財（彫刻）
44	神谷古墳	〃 高岡 1937	町	記念物（史跡）

○市街化の動向関係

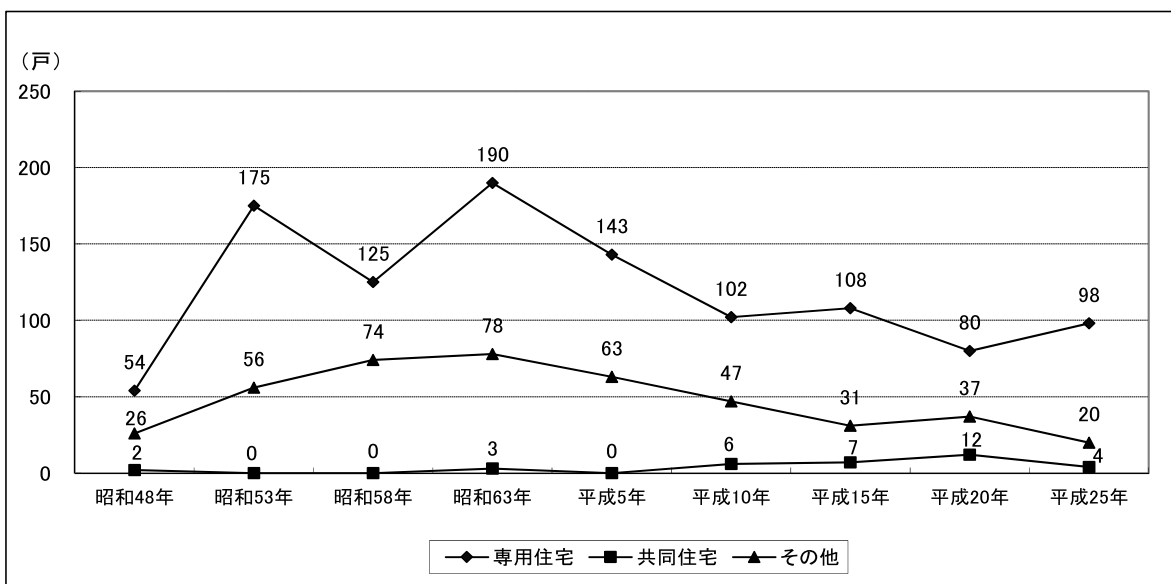
■ 地目別面積の動向

(資料／まちづくり課)



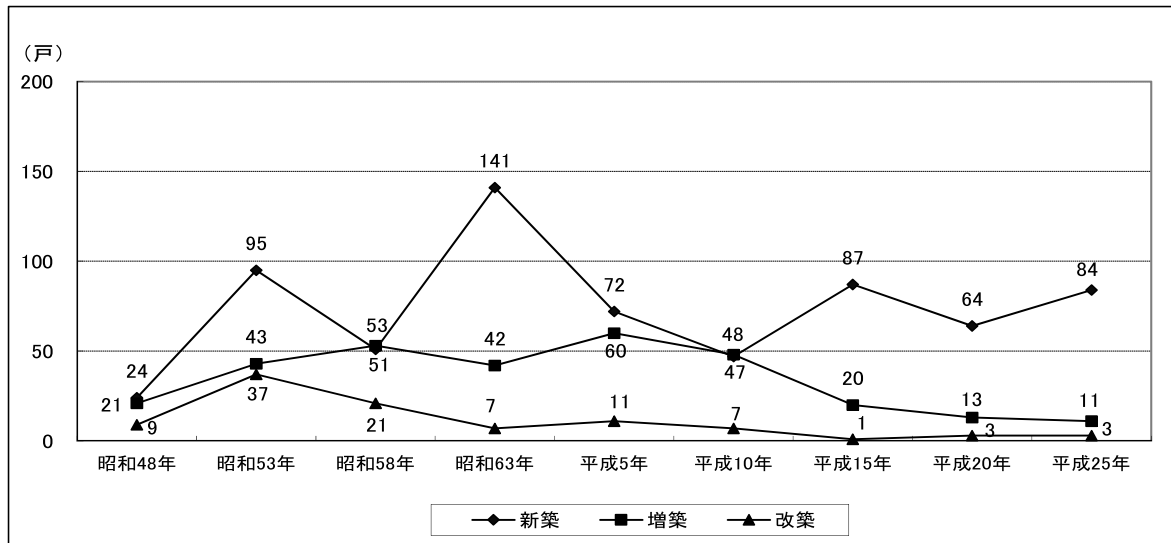
■ 住宅種類別年度別新築動向 (建築確認申請受理件数の推移)

(資料／税務課)



■ 専用住宅の年度別申請状況 (建築確認申請受理件数の推移)

(資料／まちづくり課)

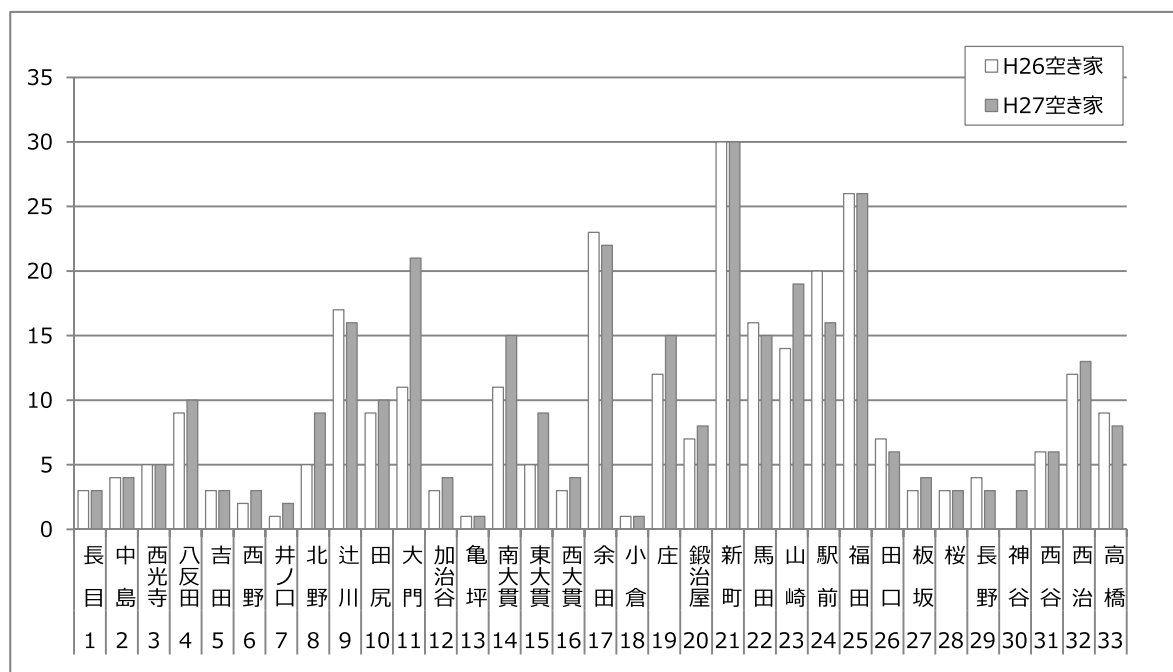


○空き家関係

■ 集落別空き家の状況

	地区名	H26 空き家	H27 空き家	増減
1	長 目	3	3	0
2	中 島	4	4	0
3	西光寺	5	5	0
4	八反田	9	10	1
5	吉 田	3	3	0
6	西 野	2	3	1
7	井ノ口	1	2	1
8	北 野	5	9	4
9	辻 川	17	16	-1
10	田 尻	9	10	1
11	大 門	11	21	10
12	加治谷	3	4	1
13	亀 坪	1	1	0
14	南大貫	11	15	4
15	東大貫	5	9	4
16	西大貫	3	4	1
17	余 田	23	22	-1

	地区名	H26 空き家	H27 空き家	増減
18	小 倉	1	1	0
19	庄	12	15	3
20	鍛冶屋	7	8	1
21	新 町	30	30	0
22	馬 田	16	15	-1
23	山 崎	14	19	5
24	駅 前	20	16	-4
25	福 田	26	26	0
26	田 口	7	6	-1
27	板 坂	3	4	1
28	桜	3	3	0
29	長 野	4	3	-1
30	神 谷	0	3	3
31	西 谷	6	6	0
32	西 治	12	13	1
33	高 橋	9	8	-1
総数		285	317	32



(資料／まちづくり課)

○交通関係

■ J R 播但線の状況

■ J R 播但線電化前後運行比較

	電化前 (～H10.3.13)	電化後		電化前後の比較 (電化後-電化前)
		(H10.3.14～)	(H28.3.26～)	
上り本数 (加口内：分)	37 (28)	43 (23)	44 (26)	6 (△5)
普通	34 (29)	40 (24)	41 (27)	6 (△5)
特急	3 (17)	3 (17)	3 (17)	0 (0)
快速	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
下り本数	36 (30)	43 (24)	46 (26)	7 (△6)
普通	33 (32)	37 (25)	43 (28)	4 (△7)
特急	3 (20)	3 (18)	3 (17)	0 (△2)
快速	0 (0)	3 (18)	— (—)	3 (—)

※ () は福崎～姫路間の平均所要時間

(資料／JR 西日本福崎駅)

○下水道関係

(資料／上下水道課)

●公共下水道の整備状況

分 区 名	地区名	平成 25 年度末		平成 26 年度末		平成 27 年度末	
		面積	整備率	面積	整備率	面積	整備率
		ha	%	ha	%	ha	%
市川右岸	新町	39.3	100	39.3	100	39.3	100
	馬田	20.0	100	20.0	100	20.0	100
	山崎	44.0	100	44.0	100	44.0	100
	駅前・福田	77.1	100	77.1	100	77.1	100
	桜	8.0	100	8.0	100	8.0	100
	長野	8.1	100	8.1	100	8.1	100
	神谷	7.3	100	7.3	100	7.3	100
	西谷	9.9	43.2	9.9	43.2	22.9	100
	西治	39.1	34.6	39.1	34.6	113.1	100
	高橋	10.9	24.8	10.9	24.8	43.9	100
	板坂	8.9	100	8.9	100	8.9	100
	田口	8.0	100	8.0	100	8.0	100
	小計	280.6	70.0	280.6	70.0	400.6	100
市川左岸 第 1	西光寺	3.6	100	3.6	100	3.6	100
	吉田	7.5	100	7.5	100	7.5	100
	西野・西野々	7.5	100	7.5	100	7.5	100
	井ノ口	3.2	100	3.2	100	3.2	100
	北野	33.4	100	33.4	100	33.4	100
	辻川	22.5	100	22.5	100	22.5	100
	田尻	45.5	100	45.5	100	45.5	100
	大門	30.1	100	30.1	100	30.1	100
	加治谷	6.6	100	6.6	100	6.6	100
	小計	159.9	100	159.9	100	159.9	100
市川左岸 第 2	中島	12.3	69.5	17.7	100	17.7	100
	西光寺	52.9	100	52.9	100	52.9	100
	八反田	13.6	100	13.6	100	13.6	100
	吉田	21.7	100	21.7	100	21.7	100
	北野	5.0	100	5.0	100	5.0	100
	田尻	4.0	100	4.0	100	4.0	100
	小計	109.5	95.3	114.9	100	114.9	100
	合計	550.0	81.4	555.4	82.2	675.4	100

●農業集落排水処理施設・コミュニティプラント*接続率●

〈農業集落排水処理施設〉

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
板坂	総戸数	127	128	129	129	129	127
	接続戸数	119	121	122	122	122	116
	接続率 (%)	93.7	94.5	94.6	94.6	94.6	91.3
鍛冶屋	総戸数	173	174	174	174	174	180
	接続戸数	167	167	167	167	168	172
	接続率 (%)	96.5	96.0	96.0	96.0	96.6	95.6
余田	総戸数	226	228	229	229	230	233
	接続戸数	197	203	206	209	209	209
	接続率 (%)	87.2	89.0	90.0	91.3	90.9	89.7
大貫	総戸数	320	321	321	322	325	326
	接続戸数	259	262	263	266	271	269
	接続率 (%)	80.9	81.6	81.9	82.6	83.4	82.5
田口	総戸数	87	87	87	87	87	88
	接続戸数	85	85	86	86	86	87
	接続率 (%)	97.7	97.7	98.9	98.9	98.9	98.9
八千種	総戸数	295	296	296	296	298	313
	接続戸数	221	224	228	229	232	235
	接続率 (%)	74.9	75.7	77.0	77.4	77.9	75.1

(資料：上下水道課)

〈コミュニティプラント*〉

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
長目	総戸数	97	97	97	97	98	97
	接続戸数	81	83	85	86	89	87
	接続率 (%)	83.5	85.6	87.6	88.7	90.8	89.7

平成 27 年 3 月 31 日現在

(資料：上下水道課)

○ 公共施設関係

■ 主な公共施設の現況（平成 28 年 4 月 1 日現在）

	名称（通称）	所在地	設置年 (建築)	備考（主な沿革等）
1	福崎町役場庁舎	南田原 3116-1	S51	(H27 耐震補強工事)
2	福崎コミュニティセンター（サルビア会館）	西田原 1397-1	S53	
3	福崎町第 1 老人デイサービスセンター	西治 474-6	H7	
4	福崎町第 2 老人デイサービスセンター	大貫 446	H12	
5	福崎町在宅介護支援センター （すみよしの郷）	大貫 446	H12	(第 2 デイサービス内)
6	福崎町ホームヘルプステーション	大貫 446	H12	(第 2 デイサービス内)
7	福崎町養護老人ホーム（福寿園）	西田原 1037	S53	
8	老人憩いの家文珠荘	東田原 1891	H8	
9	田原幼稚園	西田原 1263-4	H24	H2 田原幼稚園建築
10	八千種幼稚園	八千種 276-2	H26	H7 八千種幼稚園建築
11	福崎幼稚園	福崎新 448-3	H21	S63 福崎幼稚園建築
12	高岡幼稚園	高岡 1956-33	H27	
13	子育て支援センター	福崎新 448-3	H21	(福崎幼稚園内)
14	福崎町東部学童保育園	西田原 1454	H24	
15	福崎町保健センター	西田原 1397-1	S61	
16	福崎町地域包括支援センター	西田原 1397-1	S61	(保健センター内)
17	駅前公衆便所	福田 302-54	H21	
18	辻川界限公衆便所	西田原 1036	H9	
19	田原文珠公衆便所	東田原 1891-8	H26	
20	農林業体験学習館 （春日ふれあい会館）	八千種 3718-1	S63	
21	春日ふれあい広場	八千種 3793	S63	
22	もちむぎのやかた	西田原 1022-4	H7	
23	生活科学センター	福田 176-1	S46	
24	福崎町工業団地企業会館	西治 860-9	S63	
25	福崎町新町河川公園	福崎新 3-2 地先	H11	
26	イーストパーク	大貫 972-1	H11	
27	辻川山公園	西田原 1031	H15	
28	田尻団地	西田原 1792-1	H13 他	H13：第 1 期工事 H15：第 2 期工事
29	塚本団地	八千種 70	H17	
30	駅前団地	福田 111	S49	
31	馬田団地	馬田 99-1	S51	
32	福崎町第 1 防災備蓄倉庫	大貫 1356	H11	
33	福崎町第 2 防災備蓄倉庫	高岡 1564-26	H22	(H22 改造工事)
34	田原小学校	西田原 1274	S55 他	S55 校舎・H10 プール・H28 体育館 (H22 耐震工事)
35	八千種小学校	八千種 300	H3 他	H3 校舎・H12 プール・H19 体育館
36	福崎小学校	馬田 169-4	S54 他	S54 北校舎・S56 南校舎・S63 体育館 (H22 耐震工事)
37	高岡小学校	高岡 1825-1	S51 他	S52 北校舎・H3 体育館・H5 南校舎
38	福崎東中学校	南田原 1200-1	S55 他	S55 校舎・S56 体育館 (H22 耐震工事)
39	福崎西中学校	福田 597	S60 他	S60 校舎・S63 体育館
40	福崎町立図書館	西治 360-1	H17	
41	福崎町文化センター	福田 176-1	S46	

	名称（通称）	所在地	設置年 (建築)	備考（主な沿革等）
42	福崎町エルデホール	福田 116-2	H5	
43	八千種研修センター（もちの木会館）	八千種 330	S59	
44	福崎町青少年野外センター	田口 700-1	S45	H11 管理棟・H13 山小屋リフレッシュ
45	神崎郡歴史民俗資料館	西田原 1038-12	S57	(S57 移築工事)
46	柳田國男・松岡家記念館	西田原 1038-12	S50	(H23 町営化)
47	柳田國男生家	西田原 1038-12	S48	(S48 移築工事・H23 町営化)
48	大庄屋三木家住宅	西田原 1106-1	H16	(H16 公有化)
49	旧辻川郵便局	西田原 1107-1	H27	(H27 公有化)
50	福崎町給食共同調理センター	南田原 420-7	H15	
51	福崎町民第 1 グランド	西田原 845	S50	
52	福崎町民第 2 グランド	西田原 1460	S57	
53	福崎町民第 3 グランド (さるびあドーム・スケートボード場・倉庫)	西治 284-3	H27	
54	福崎町スポーツ公園	福田 1094-48	H2	H8 リフレッシュ工事
55	福崎町第 1 体育館	福田 176-1	S51	
56	福崎町第 2 体育館	福田 1094-48	S45	(旧福崎西中体育館)
57	工業用水水源地	福崎新 328-2	S50	
58	八反田水源地	南田原 2513-2	S43	(休止中)
59	福田水源地	福田 464-1	S40	(H28 高度浄水施設整備工事)
60	井ノ口水源地	西田原 180	S41	
61	山崎配水池	山崎 1005-96	H27	
62	福崎浄化センター	西治 301-1	H17 他	
63	田原中継ポンプ場	南田原 2682-1	H24	
64	コミュニティプラント	南田原 420-16	H9	
65	板坂農業集落排水処理施設	高岡 1810	H6	(H26 機能強化工事)
66	鍛冶屋農業集落排水処理施設	八千種 3912-2	H6	(H26 機能強化工事)
67	余田農業集落排水処理施設	八千種 530	H8	(H26 機能強化工事)
68	八千種農業集落排水処理施設	八千種 4567	H13	(H26 機能強化工事)
69	大貫農業集落排水処理施設	大貫 2059-1	H11	(H26 機能強化工事)
70	田口農業集落排水処理施設	田口 319-2	H11	(H26 機能強化工事)

(資料／庁内資料)

3. 用語説明

特にわかりにくいと思われる用語の本計画内での意味を以下に示す。なお、説明中の[]は関連のある条文を示すものとする。

あ

■空家再生等推進事業

老朽化の著しい住宅が存在する地区において、居住環境の整備改善を図るため、地方公共団体向けの国の支援事業。不良住宅又は空き家住宅の除却を行う事業タイプと空き家住宅又は空き建築物の活用を行う活用事業タイプがある。

■空き家バンク

空き家バンクとは、地方自治体が空き家の有効活用や地域活性化を目的として、地元の空き家の賃貸情報や売却情報を提供し、都市からの移住希望者とのマッチングを行うシステム。

■NPO

民間非営利組織。特定テーマについて、市民主体の自主的で自由な社会貢献活動を行う、営利を目的としない民間団体。法人だけでなく任意団体も含んだ概念。

■エリアメール

ある地域に存在する携帯電話に災害情報や避難情報などを一斉に配信するサービス。NTT ドコモは「エリアメール」の名称で、それ以外の事業者は「緊急速報メール」の名称で提供している。

■屋外広告物*

屋外で常時または一定の期間継続して公衆に表示されるもの。例として立て看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板などがあげられる。[→屋外広告物法第2条]

■汚水処理区域

公共下水道により排除された下水を終末処理場により処理することができる区域。[→下水道法第2条]

■オープンスペース(open space)

公園、広場、河川、湖沼、山林、農地など建物によって覆われていない土地の総称。都市計画・法律用語としては、「交通や建物など特定の用途によって占有されない空地を空地のまま存続させることを目的に確保した土地」を意味する。

か

■開発調整条例

開発行為や大規模な共同住宅の建築等を行う場合、開発事業の地域住民への周知等の手続、地域まちづくり計画への配慮等、町との協議の手続、整備すべき施設基準及び都市計画法に基づく開発許可の技術基準を定める条例。

■簡易型バスロケーションシステム

GPSを利用して、バスの位置情報を収集し、バスの接近や到着予測時刻を、バス停に設置された情報端末や、インターネットや携帯電話を介して、利用者に提供するシステム。

■簡易橋上化

橋上駅とは、駅舎機能を 2 階部分に集約した鉄道駅で、駅機能の簡略化を図ることができる。地上駅に比べ建設コストは高くなるものの、よりバリアフリーを意識した構造とすることが出来るため、地上駅が建て替えられて橋上駅とされることが多い。

■キス・アンド・ライド(kiss and ride)

通勤者、通学者等が自宅から最寄りの鉄道駅までを家族などに自家用車で送られ鉄道で通う通勤通学形態。

■急傾斜地崩壊危険箇所

崩壊するおそれのある急傾斜地で、高さが 5 メートル以上、傾斜度が 30 度以上で、崩壊により危害を生じるおそれのある箇所。

■居住誘導区域

都市再生を図るため、居住を誘導すべき区域として立地適正化計画で定められる区域。道路、公園、水路などの都市の骨格となる公共施設の整備。

■銀の馬車道

明治初期に作られた、生野銀山と飾磨港の約 49Km を南北に結ぶ馬車専用道路で、近代日本の産業経済の発展をリードする当時の高速道路と言うべきものであった。

■区域区分

区域区分とは、都市計画区域において、無秩序な市街化を防止し、計画的なまちづくりを進めるためのもので、市街化区域と市街化調整区域のエリアに区分される。

■景観農地

例えば耕作放棄地など、生産の場として本来の意味を失った農地に、景観形成作物を導入し、農山漁村景観の形成に配慮された農地。

■減災

来たる災害時にその被害をできるだけ小さくする取り組みのこと。防災が被害を出さないことを目指す総合的な取り組みであるのに対して、減災とはあらかじめ被害の発生を想定した上で、その被害を低減させていこうとするもの。

■県民まちなみ緑化事業

都市地域における防災性の向上や環境改善などを目的として、住民団体や、まとまった面積の緑化が可能な土地の所有者が行う緑化に対して苗木の提供などの助成を行う。

■公共下水道

主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するものまたは流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの。[→下水道法第 2 条]

■公共交通結節点機能

電車やバスといった公共交通手段の接続が行われる乗り換え拠点のこと。

■ 公共施設等総合管理計画

各地方公共団体が、厳しい財政状況や人口減少等の状況を踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的視点に立って、更新・統廃合、長寿命化など公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、策定する計画。

■ 耕作放棄地

以前は作物の栽培に利用されていたものの、現在は農耕が行われていない土地。世界農林業センサスは「以前耕地であったもので、過去 1 年以上作物を栽培せず、しかも、この数年の間に再び耕作するはっきりした考えのない土地」と定義している。

■ 高次都市機能

都市機能のうち、日常生活の圏域を超えた広域地域を対象とする多くの人々を対象にした、質の高いサービスを提供する機能。

■ 交通政策基本法

交通政策に関する基本理念と基本事項を定めた法律（平成 25 年施行）国や地方公共団体の責務を明らかにすることにより、交通施策を総合的・計画的に推進し、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図ることを目的とする。

■ 交通広場

道路と鉄道、港湾、空港などに接続して設けられる広場で、主として輻輳する歩行者、バス、タクシーなどの交通を適切に処理するためのもの。

■ 固定資産台帳

事業者が土地・建物・機械などの固定資産や繰延資産を管理するために作成する帳簿。固定資産の種類別に分類した上で、取得日・取得価額などの明細を記録し、減価償却が必要な資産に関しては償却額なども記載する。

■ コミュニティバス

地域住民の多様なニーズにきめ細かく対応する地域密着型のバス。

■ コミュニティプラント

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて市町村が定める一般廃棄物処理計画に沿って設置され、管きょによって集められたし尿及び生活雑排水を併せて処理する施設。多くの場合、下水道が普及していない地区の団地で下水道の代替施設となる。

■ コミュニティ防災拠点

概ね町内会や自治会の単位で設置され、地域住民の自主防災活動や緊急避難地等に活用される。

さ

■ 山地災害対策

林野庁は山地災害の防止・軽減を図るため、特に山地災害の発生危険度の高い地区を「山地災害危険地区」として調査把握し、積極的に治山事業を実施するとともに、住民への周知、警戒避難体制の確立等のソフト対策を推進している。

■ 山腹崩壊危険地区

山腹の崩壊や落石により、災害が発生するおそれがある山腹斜面。

■ シェルター

ここでは、公共交通機関利用に対する利便性向上のため、バス停や通路に設置される、風雨除けのための設備。時刻表や掲示板、ベンチ、照明などが置かれる。

■ 市街化調整区域

市街化を抑制すべき区域。[→都市計画法第 7 条]

■ 自治基本条例

自治体運営の基本的なルール、住民の権利、まちづくりの方向性等について規定した条例。

■ 住環境整備

住宅が密集し、不良住宅の密度も高く、公共施設が不足しているなど、住環境を改善する必要がある地区について、地方公共団体などが事業主体となって住宅事情の改善と住環境の整備をあわせて行う事業。土地区画整理や再開発のような全面的整備ではなく、不良住宅の改修、建て替えにあわせて公共施設の整備を行う部分的な修復型の事業である。

■ 自律（立）のまちづくり交付金

福崎町で自治会を単位とした住民参加によるまちづくりを推進するために、自治会が「地域のつながりを活かした地域課題を検討するしくみ」（地域総合援護システム）を基盤として、地域活性化に取り組むために実践する「まちづくり・地域づくり活動」に対して経費を助成するもの。

■ 自由通路

鉄道駅の構内を横断する通路のうち、鉄道利用者に限らない歩行者（あるいは自転車）が通行する通路。乗降客が駅の改札から駅前へ速やかに移動でき、また通路を往来する人の流れが地域経済を活性化する波及効果を生むことが期待される。

■ 人口集中地区（DID）

人口集中地区（Densely Inhabited District）は、町村合併、新市の創設による市域の拡大などにより、市部・郡部別の地域表章が必ずしも都市的地域と農村的地域の特質を明瞭に示さなくなったことから、これに代わるものとして昭和 35 年国勢調査で設定されたものである。

現在の定義は、平成 7 年国勢調査において設定されたものであり、人口密度約 4,000 人/km²以上の国勢調査基本単位区がいくつか隣接し、合わせて人口 5,000 人以上を有する地域をいう。

■ 親水空間

河川、海岸、池、湖沼などの水辺で水と意図的に親しむ空間。水にふれたり、水中に入ったり、眺めたりすることが容易な水辺空間。

■ シンボルロード(symbol road)

町の象徴や中心となる道路や通り。

■ 水源かん養保安林

森林法に規定される、水源の確保、洪水の防止、河川の保護などのための保安林。

■スマート IC

高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、通行可能な車両（料金の支払い方法）を、ETCを搭載した車両に限定しているインターチェンジ。

■スプロール(sprawl)

市街地が無秩序に郊外に拡大し、虫食い状の無秩序な市街地を形成すること。

■生活拠点区域

国土交通省が平成 27 年創設した「地方都市リノベーション事業」で、地方都市の既成市街地等の再構築を図るために定められている区域要件の一つ。（設定は任意）中心拠点区域の都市機能を公共交通により活用可能な区域で、公共交通の利用促進にもつながる。医療施設、商業施設、地域交流センターといった生活拠点誘導施設が整備できる。

■総合治水対策

近年の頻発する集中豪雨や局地的大雨に対し、これまでの治水対策だけでは対応が困難なことから、兵庫県では平成 24 年「総合治水条例」を施行し、「ながす」：河川・下水道対策、「ためる」：流域対策（雨水の流出を抑制）、「そなえる」：減災対策（浸水時の被害を軽減）を組み合わせた「総合治水対策」を県・市町・県民の連携のもと全県で推進している。

た

■田んぼダムセキ板

田んぼダムとは、大雨の際に水田に雨水をためて下流の急激な増水を防ぐもので、田んぼに堰板を取り付けることで、通常よりも水位 10 センチ分程度、雨水を多くため、下流域への流出を緩やかにして洪水被害を防止・軽減させる取り組み。

■地域公共交通活性化再生法

地域公共交通の活性化及び再生を一体的かつ効率的に推進するために平成 19 年に定められた法律。市町村による地域公共交通総合連携計画の作成及び地域公共交通特定事業の実施に関する措置並びに新地域旅客運送事業の円滑化を図るための措置について定めている。

■地域コミュニティ

地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団を指す。

■地域再生計画

地域再生法（平成 17 年）に基づき、地方公共団体が行う自主的・自律的な取組のこと。計画が認定されると、事業実施のために国が行う様々な支援措置を府省横断的に活用できる。

■ 地区計画

それぞれの地区の特性を生かした個性的で良好な環境の街区の整備及び保全を図ることを目的として、一体的な街区について、主として街区内の居住者等の利用に供される道路、公園等の整備、建築物の建築等に関し必要な事項を一体的かつ総合的に定めて、それぞれの区域にふさわしい態様を備えた良好な市街地を形成するための計画制度[→都市計画法第 12 条]

■ 地区計画制度

良好な環境の形成または保持のため、合理的な土地利用を行うことを目的に、都市計画で定める制度。建築物の用途、敷地規模、建ぺい率・容積率、高さなどを定めることができる。

■ 中心拠点区域

国土交通省が平成 27 年創設した「地方都市リノベーション事業」で、地方都市の既成市街地等の再構築を図るために定められている区域要件の一つ。(設定は必須) 必要な都市機能を誘導し、まちの活力の維持・増進や、持続可能な都市構造の再構築を積極的に図るため、地方都市リノベーション推進施設を整備できる区域。

■ 中播都市計画区域

姫路市、たつの市、福崎町、太子町の 2 市 2 町により構成される都市計画区域。

■ 通過交通

自動車交通のうち福崎町で生産、消費活動をせずに通過するもの。

■ 低未利用地

市街化区域において、良好な市街地形成の観点からみて、十分に利用されていない野外駐車場や資材置場等の空地(低利用地)及び工場跡地などの機能停止地(未利用地)のこと。

■ デマンド

利用者の要求に対応して運行する形態。

■ 道路ストック総点検

中央自動車道笹子トンネル事故等を踏まえ、国土交通省は平成 25 年、社会資本の維持管理・更新に関し講ずべき措置をとりまとめ、「道路ストックの総点検の実施」を通達した。それを受け都道府県など各管理団体では、トンネルだけでなく、老朽化が進む道路ストック全体で落下、倒壊による道路利用者及び第三者被害の防止の観点から、点検を実施し危険性の有無を判定している。

■ 道路橋長寿命化修繕計画

本町が管理する 2m 以上の橋梁 205 橋について、今後増大が見込まれる橋梁の修繕・架替えに対応するため、計画的な補修が可能となるよう適切な修繕計画を行い、安全性の確保とコスト縮減を図るため、平成 25 年策定された。

■ 特別指定区域制度

平成 14 年 4 月 1 日に施行された、兵庫県都市計画法施行条例で創設された制度。市街化調整区域において、住民が地域の課題を解決し、その将来の姿を描く土地利用計画を住民の創意を得て策定した場合、その計画に沿った開発行為を認めていく制度。

この制度を活用すると、集落に 10 年以上居住されている方の住宅、人口の減少に対処する必要のある集落における新規居住者のための住宅などが新たに認められることになる。

市や地域のまちづくり団体が住民と協働して、地域の課題を解決し、その将来の姿を描く土地利用計画を作成した場合に、市からの申出により県が条例で特別指定区域を指定し、市街化調整区域の建築許可要件の一部を緩和することにより、計画にそったまちづくりを実現していくもの。

■都市機能誘導区域

「都市再生特別措置法」に基づき、市町村が作成する、立地適正化計画で定められる区域で、都市再生を図るため、医療施設、福祉施設、商業施設などの都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域。

■都市計画

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画。農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念としている。[→都市計画法第 4 条]

■都市計画区域

都市計画の基本理念を達成するために、都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の範囲。[→都市計画法第 5 条]

■都市計画区域マスタープラン

地域の特性に応じて良好な都市環境を目指すため、市町村を超える広域的見地から、都道府県が都市計画法に基づいて策定するもので、都市計画の目標や土地利用、主要な都市計画の決定の方針等を体系的、総合的に示す計画。

■都市計画決定

都市計画を一定の手続きにより決定すること。[→都市計画法第 15 条]

■都市計画道路

都市計画法に定められた都市施設の一つであり、都市計画によって指定される道路。

■都市公園

地方公共団体が都市計画施設として設置する公園緑地、地方公共団体が都市計画区域内に設置する公園緑地等。[都市公園法第 2 条]

■都市再生特別措置法

近年における急激な社会情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図ることを目的として、都市再生を図るための措置を定め平成 14 年に制定された法律。民間による都市再生事業を推進する各種の優遇措置を講じている。

■都市施設

都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するために必要不可欠な施設の総称で、都市計画において定められるべき施設。[→都市計画法第 4 条]

■土砂流出防備保安林

樹木の根と地表を覆う落ち葉や下草 が、雨などによる表土の浸食、土砂の 流出、崩壊による土石流などを防ぐ。

■土石流危険渓流

都道府県が行う土砂災害危険箇所基礎調査によって、土石流が発生する恐れがあり、人家に被害を及ぼす恐れのあると認められた渓流。

■土地区画整理(事業)

都市計画区域内の土地において、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るため、土地の所有者等から土地の一部を提供してもらい(減歩)、それを道路や公園等の新たな公共用地として活用することにより市街地を整備する事業。[→土地区画整理法第 2 条]

■土地利用基本計画

総合的かつ計画的な国土の利用を図るための国土利用計画法（昭和 49 年）にもとづき、規定されている制度。都道府県の区域を対象として、当該地域の土地利用に関する諸計画を総合的に調整する、土地利用に関するマスタープラン。

な

■中播磨地域総合治水推進計画

兵庫県では、全国に先駆け、平成 24 年 4 月「総合治水条例」を施行し、これまでの「ながす」河川下水道対策はもとより、校庭や公園での雨水貯留等の「ためる」流域対策や、浸水ハザードマップ・氾濫予測等の情報提供など「そなえる」減災対策を組み合わせた「総合治水」を推進している。当計画は中播磨地域における総合治水の基本的な目標、推進に関する基本的な方針、河川下水道対策、流域対策、減災対策等についてとりまとめたもの。

■二級河川

公共の利害に重要な関係があるものに係る県知事が指定した河川。[→河川法第 5 条]

■担い手

中心となってある事柄を支え、推し進めていく人。

は

■パーク・アンド・ライド(park and ride)

自宅から自家用車を運転して最寄りの鉄道駅まで自分でいき、その周辺に駐車して鉄道へ乗り継ぎ、都心へ向かう通勤形態。

■ハザードマップ

避難するために必要な避難情報などの各種情報を分かりやすく作成した図面。

■花いっぱい運動

淡路花博の理念を継承し、兵庫県下で花と緑を生かしたまちづくりを県民運動として推進するため、各種花と緑を生かしたまちづくりへの支援事業や県内各地の活動団体等との連携を図ることにより、「全県花緑いっぱい運動」として展開している。

■バリアフリー(Barrier free)

障害者や高齢者等の日常生活や社会生活における物理的、心理的、情報に関する障害（バリア）を取り除いていくこと。

■播磨国風土記

奈良時代初期に編纂された、律令国（当時の地方行政区分）の国情を記した報告書が風土記と呼ばれており、平安時代末期に書写された写本は国宝に指定されている。

■兵庫県福祉のまちづくり条例

高齢者や障害者を含むすべての県民がいいきと生活できる福祉のまちづくりを推進するため、兵庫県が平成 4 年 10 月に全国に先駆けて制定したもの。

■フィーダーバス

交通網において、幹線（主に鉄道を指す）と接続して支線の役割をもって運行される路線バス、ないしその路線をいう。

■福崎町自治基本条例

本町で、平成 25 年 7 月施行された、自治の基本理念や行政運営の基本原則等を定めるとともに、地域の課題やまちづくりに関して、誰がどんな役割を担い、どのような方法で取り組んでいくかを具体的に規定した条例。

■福崎町総合戦略

人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力を維持し、安心して暮らし続けることができる地域社会の実現に向けて、地方創生を成し遂げていくための取組みについて、平成 28 年 3 月策定された総合戦略。

■ふくさき防災ネット

携帯電話のメールや、ホームページを利用して、登録者に緊急情報や避難情報などをいち早く住民に発信するシステム。

■崩壊土砂流出危険地区

山腹崩壊や地すべりによって発生した土砂が土石流となって流出し、災害が発生するおそれがある溪流。山地災害危険地区の一つ。

■防災再開発促進地区

都市再開発が必要な市街化区域内において、密集市街地内の各街区について防災街区としての整備を図るために定められた地区で、建築物の共同建替えや道路、公園等の公共施設の整備を一体的かつ総合的に推進すべき地区。

■防災農地

農地を生産面だけでなく、防災面からもとらえ、災害時には緊急避難地、延焼遮断帯、緊急資材置場、仮設住宅用地、ヘリポート等の防災空間として利用する考え方。

ま

■まちナビ

サンテレビデータ放送の自治体情報サービス。地域の緊急情報や市政情報を、テレビ（リモコン d ボタン）やパソコン、スマホからいつでも閲覧できる。

■緑の基本計画

緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画の通称。[→都市緑地保全法第 2 条の 2]

■面的整備

各々の公共施設を単独で整備するのではなく、土地区画整理事業等により平面的な広がりをもたせて総合的に整備すること。

■モニュメント

記念碑、記念建物、記念館、祈念像、慰霊碑、忠魂碑、忠霊塔など、何かを記念したり称えたりするために建てられる建造物。

や

■UJI ターン

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。U ターンは出身地に戻る形態、J ターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、I ターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。

■ユニバーサル社会

年齢、性別、障害、文化などの違いにかかわらずだれもが地域社会の一員として支え合うなかで安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる社会。

■ユニバーサルデザイン

子供や大人、外国人、障害を持つ人や高齢者など誰もが使いやすく、利用しやすい製品や空間（意匠・設計・図案など）、社会の仕組み。

■用途地域

都市内の土地の合理的利用を図り、市街地の環境の整備、都市生活の安定、都市機能の向上を目的として建築物の建築を用途、容積率、建ぺい率及び高さについて規制する制度。12種類の用途地域がある。[→都市計画法第8条]

都市計画法に基づく地域地区の一つで、土地の合理的利用を図り、市街地の環境の整備、都市機能の向上を目的として、建築物の建築を用途や容積などにより規制する制度で、住居系・商業系・工業系の12種類の用途地域に分類される。

ら

■ライフライン(life line)

人間の生命を支える施設あるいは設備。電気、ガス、上下水道、電話、通信など都市生活や都市活動を支えるためにはりめぐらされている供給処理、情報通信の施設。

■立地適正化計画

都市再生特別措置法にもとづき、都市全体の観点から、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能を誘導するための施策、公共交通の充実に関する施策等について記載した計画。

■リノベーション

既存の建物に大規模な改修工事を行い、用途や機能を変更して性能を向上させたり付加価値を与えること。

■緑地

都市公園などに該当する造営物たる緑地だけでなく、社寺境内地などの空地の多い施設、農耕地、山林、河川、水面などのオープンスペースを含む広義の緑地。

■連携生活拠点区域

都市機能立地支援事業において、複数市町村が連携して作成した立地適正化計画に位置づけられた区域。

■レンタサイクル

自転車を短期間有料で貸し出す事業。

4. 都市計画決定状況

表参考-1 都市計画の現況（平成 28 年 3 月 31 日現在）

都市計画の種類及び名称		面積、延長等	備 考
都市計画区域		3,787ha	都市計画区域外 792ha
	市街化区域	425ha	
	市街化調整区域	3,362ha	
用途地域(容積率／建ぺい率)			市街化区域 425ha
	第 1 種低層住居専用地域（100/50）	13ha	
	第 2 種中高層住居専用地域（150/60）	48ha	
	第 2 種中高層住居専用地域（200/60）	47ha	
	第 1 種住居地域（200/60）	65ha	
	第 2 種住居地域（200/60）	25ha	
	近隣商業地域（200/80）	10ha	
	準工業地域（200/60）	69ha	
	工業専用地域（200/60）	148ha	
道路〈番号〉			計 11,390m
	西光寺高橋線（3.4.651 号）	2,630(16)m	（ ）は標準幅員
	大門西治線（3.4.250 号）	3,340(18)m	
	福崎駅田原線（3.4.24 号）	1,050(16)m	
	辻川北野線（3.4.652 号）	560(16)m	
	中島井ノ口線（3.4.653 号）	1,980(16)m	
	高橋西治線（3.4.25 号）	1,830(16)m	
	福崎駅前広場（3.4.172 号）	3,800 m ²	
公園〈番号〉			
	福崎町市川河川公園	2.6ha	近隣公園
公共下水道			
	福崎町公共下水道	污水处理区域 675ka	雨水処理区域 308ha
汚物処理場			
	中播衛生事務組合し尿処理場	処理場 1.1ha	雨水処理区域 308ha
火葬場			
	姫路福崎斎苑（こうふく苑）	処理場 0.8ha	
地区計画			計 151.8ha
	東部工業団地地区計画	27.7ha	工業専用地域
	西部工業団地地区計画	120.6ha	工業専用地域
	東田原西地区地区計画	2.5ha	第 1 種住居地域
	東田原西 2 地区地区計画	1.0ha	第 1 種住居地域

表参考-2 都市計画決定（変更）の経緯（全体）

告示年月日	概 要
昭和 42 年 9 月 4 日	姫路都市計画区域の変更
昭和 46 年 3 月 16 日	中播都市計画区域の決定
〃	中播都市計画市街化区域及び市街化調整区域の決定
昭和 48 年 1 月 24 日	中播都市計画汚物処理場変更
昭和 48 年 9 月 25 日	中播都市計画用途地域の決定
昭和 51 年 3 月 13 日	中播都市計画道路変更〈町決定〉
昭和 51 年 3 月 16 日	中播都市計画道路変更〈県決定〉
昭和 55 年 3 月 11 日	中播都市計画市街化区域及び市街化調整区域の決定変更
〃	中播都市計画用途地域の変更
昭和 56 年 11 月 27 日	中播都市計画道路変更
〃	中播都市計画道路変更
〃	中播都市計画道路変更
昭和 57 年 1 月 18 日	中播都市計画火葬場変更
昭和 58 年 3 月 8 日	中播都市計画用途地域の変更
昭和 60 年 7 月 19 日	中播都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更
〃	中播都市計画用途地域の変更
昭和 63 年 6 月 17 日	中播都市計画用途地域の変更
平成 3 年 5 月 10 日	中播都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更
平成 6 年 6 月 15 日	中播都市計画下水道変更
平成 7 年 11 月 7 日	中播都市計画用途地域の変更
平成 9 年 1 月 10 日	中播都市計画公園変更
平成 10 年 5 月 29 日	中播都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更
〃	中播都市計画用途地域の変更
〃	中播都市計画地区計画の決定
平成 13 年 3 月 16 日	中播都市計画道路変更〈県決定〉
〃	中播都市計画道路変更〈町決定〉
平成 14 年 12 月 10 日	中播都市計画道路変更〈町決定〉
平成 15 年 1 月 6 日	中播都市計画用途地域の変更
平成 15 年 9 月 8 日	中播都市計画下水道の変更
平成 16 年 5 月 14 日	中播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定
〃	中播都市計画都市再開発の変更
〃	中播都市計画防災街区の整備の方針の変更
〃	中播都市計画区域区分の変更
〃	中播都市計画用途地域の変更
〃	中播都市計画地区計画の決定
平成 16 年 6 月 11 日	特別指定区域の指定（西大貫地区）
平成 18 年 3 月 10 日	中播都市計画下水道の変更
平成 19 年 1 月 9 日	特別指定区域の指定（27 地区）
平成 19 年 8 月 1 日	中播都市計画地区計画の変更
平成 21 年 3 月 6 日	中播都市計画道路変更〈県決定〉
〃	中播都市計画道路変更〈町決定〉
平成 22 年 4 月 27 日	中播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
〃	中播都市計画都市再開発の方針の変更

告示年月日	概 要
〃	中播都市計画住宅市街地の開発整備の方針の決定
〃	中播都市計画防災街区整備方針の変更
平成 23 年 3 月 14 日	中播都市計画下水道の変更
平成 27 年 3 月 10 日	中播都市計画道路の変更〈県決定〉
〃	中播都市計画道路の変更〈町決定〉
平成 27 年 4 月 8 日	中播都市計画下水道の変更
平成 28 年 3 月 29 日	中播都市計画区域区分の変更
〃	中播都市計画防災街区の整備の方針の変更
〃	中播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
〃	中播都市計画都市再開発の方針の変更
〃	中播都市計画住宅市街地の開発整備の方針の決定
〃	中播都市計画用途地域の変更

5. 都市計画決定（変更）の経緯（種類別）

●都市計画区域

昭和 42 年 9 月 4 日 県告示第 2792 号	姫路都市計画区域の変更 〔福崎町の一部(3,787ha)を都市計画区域に指定〕
昭和 46 年 3 月 16 日 県告示第 361 号の 3	中播都市計画区域の決定 〔中播都市計画区域に名称変更〕
平成 16 年 5 月 14 日 県告示第 648 号	中播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定 〔都市計画法の改正に伴う都市計画マスタープランの決定〕

●市街化区域・市街化調整区域

昭和 46 年 3 月 16 日 県告示第 361 号の 6	中播都市計画市街化区域及び市街化調整区域の決定 〔市街化区域(320ha)・市街化調整区域(3,467ha)決定〕
昭和 55 年 3 月 11 日 県告示第 537 号	中播都市計画市街化区域及び市街化調整区域の決定変更 〔福崎工業団地第 4 次造成地区の変更、市街化区域面積 356ha〕
昭和 60 年 7 月 19 日 県告示第 1144 号	中播都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更 〔福崎工業団地の一部を変更〕
平成 3 年 5 月 10 日 県告示第 836 号	中播都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更 〔山崎地区の一部を変更〕
平成 10 年 5 月 29 日 県告示第 848 号	中播都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更 〔工業団地 3 地区（西部の一部、企業団地、東部）、イースタウン等の変更〕
平成 16 年 5 月 14 日 県告示第 652 号	中播都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更 〔民間開発業者が開発した区域を市街化区域に編入〕
平成 28 年 3 月 29 日 県告示第 385 号	中播都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更 〔南田原（中島井ノ口線境界変更）、西光寺（逆線引）〕

●地域地区

昭和 48 年 9 月 25 日 県告示第 1548 号	中播都市計画用途地域の決定 〔用途地域(320ha)決定〕
昭和 55 年 3 月 11 日 県告示第 539 号	中播都市計画用途地域の変更 〔線引き変更(県告示第 357 号)に伴う変更〕
昭和 58 年 3 月 8 日 県告示第 605 号	中播都市計画用途地域の変更 〔南田原、福崎新の一部を変更〕
昭和 60 年 7 月 19 日	中播都市計画用途地域の変更

県告示第 1148 号	〔線引き変更(県告示第 1144 号)に伴う変更〕
昭和 63 年 6 月 17 日 県告示第 941 号	中播都市計画用途地域の変更 〔西田原地区の一部を変更〕
平成 3 年 5 月 10 日 県告示第 837 号	中播都市計画用途地域の変更 〔線引き変更(県告示第 836 号)に伴う変更〕
平成 7 年 11 月 7 日 県告示第 1534 号	中播都市計画用途地域の変更 〔都市計画法及び建築基準法の改正に伴う変更〕
平成 10 年 5 月 29 日 県告示第 849 号	中播都市計画用途地域の変更 〔線引き変更(県告示第 838 号)に伴う変更〕
平成 15 年 1 月 6 日 福崎町告示第 1 号	中播都市計画用途地域の変更 〔都市計画法及び建築基準法の改正に伴う変更〕
平成 16 年 5 月 14 日 福崎町告示第 73 号	中播都市計画用途地域の変更 〔線引き変更(県告示第 652 号)に伴う変更〕
平成 28 年 3 月 29 日 福崎町告示第 58 号	中播都市計画用途地域の変更 〔南田原、西光寺の変更〕

●都市施設関係

(ア)都市計画道路

昭和 51 年 3 月 13 日 福崎町告示第 7 号	中播都市計画道路変更〈町決定〉 〔辻川田尻線(690m)決定〕
昭和 51 年 3 月 16 日 県告示第 545 号	中播都市計画道路変更〈県決定〉 〔西光寺高橋線、大門西治線、大門福田線、中島井ノ口線決定〕
昭和 56 年 11 月 27 日 福崎町告示第 46 号	中播都市計画道路変更 〔辻川田尻線、路線番号変更〕
昭和 56 年 11 月 27 日 県告示第 3083 号	中播都市計画道路変更 〔福崎駅田原線、高橋山崎線追加、大門福田線延長、路線番号変更〕
平成 13 年 3 月 16 日 福崎町告示第 23 号	中播都市計画道路変更〈町決定〉 〔辻川田尻線、車線数の表示・路線番号変更〕
平成 13 年 3 月 16 日 県告示第 400 号	中播都市計画道路変更〈県決定〉 〔福崎駅田原線、高橋山崎線、大門西治線、西光寺高橋線、大門福田線、中島井ノ口線、車線数の表示・路線番号変更〕
平成 14 年 12 月 10 日 福崎町告示第 108 号	中播都市計画道路変更〈町決定〉 〔中島井ノ口線、一部幅員の変更〕
平成 21 年 3 月 6 日 県告示第 246 号	中播都市計画道路変更〈県決定〉 〔大門西治線、一部線形・区域の変更〕
平成 21 年 3 月 6 日 県告示第 22 号	中播都市計画道路変更〈町決定〉 〔辻川田尻線、一部区域の変更〕
平成 27 年 3 月 10 日 県告示第 1533 号	中播都市計画道路の変更 〔高橋山崎線、一部区域及び名称の変更→高橋西治線へ〕
平成 27 年 3 月 10 日 福崎町告示第 22 号	中播都市計画道路の変更 〔大門福田線、一部区域の名称変更→辻川北野線へ 辻川田尻線の廃止（統合）→辻川田尻線へ〕

(イ)交通広場

昭和 56 年 11 月 27 日 県告示第 3083 号	中播都市計画道路変更 〔福崎駅前広場(3,800 m ²)決定〕
----------------------------------	---

(ウ)公園

平成 9 年 1 月 10 日 福崎町告示第 1 号	中播都市計画公園変更 〔福崎市川河川公園(2.6ha)決定〕
-------------------------------	-----------------------------------

(エ)公共下水道

平成 6 年 6 月 15 日 福崎町告示第 44 号	中播都市計画下水道変更 〔福崎町公共下水道決定〕
平成 15 年 9 月 8 日 福崎町告示第 81 号	中播都市計画下水道の変更 〔排水区域拡大、下水管渠の変更、処理場区域の縮小等〕
平成 18 年 3 月 10 日 福崎町告示第 31 号	中播都市計画下水道の変更 〔排水区域(汚水)拡大、雨水幹線路線変更〕
平成 27 年 4 月 8 日 福崎町告示第 73 号	中播都市計画下水道の変更 〔直谷第 1 雨水幹線の廃止〕

(オ)汚物処理場

昭和 48 年 1 月 24 日 福崎町告示第 6 号	中播都市計画汚物処理場変更 〔中播衛生事務組合し尿処理場決定〕
--------------------------------	------------------------------------

(カ)火葬場

昭和 57 年 1 月 18 日 福崎町告示第 2 号	中播都市計画火葬場変更 〔神崎郡南部斎苑(こうふく苑)決定〕
--------------------------------	-----------------------------------

●地区計画

平成 10 年 5 月 29 日 福崎町告示第 50 号	中播都市計画地区計画の決定 〔東部工業団地、西部工業団地、東田原西地区の決定〕
平成 16 年 5 月 14 日 福崎町告示第 72 号	中播都市計画地区計画の決定 〔東田原西 2 地区の決定〕
平成 19 年 8 月 1 日 福崎町告示第 136 号	中播都市計画地区計画の一部変更（建築物の高さ、限度の変更） 〔東部工業団地地区〕

●特別指定区域

平成 16 年 6 月 11 日 県告示第 780 号	特別指定区域の指定 〔地縁者、新規居住者区域〕西大貫
平成 19 年 1 月 9 日 県告示第 10 号	特別指定区域の指定 〔地縁者住宅の区域〕27 地区

●再開発

平成 16 年 5 月 14 日 県告示第 656 号	中播都市計画都市再開発の変更 〔都市計画法の改正に伴う変更〕
--------------------------------	-----------------------------------

●防災街区

平成 16 年 5 月 14 日 県告示第 657 号	中播都市計画防災街区の整備の方針の変更 〔都市計画法の改正に伴う変更、防災再開発促進地区の指定〕
--------------------------------	---

*上記内容は次のとおりである。

告示年月日 告示番号	告示の内容 概要
---------------	-------------